

地域密着型金融推進計画（実施期間平成17年度～平成18年度）

（別紙様式3）

今回の「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」（平成17年～18年度）は、「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の集中改善期間（平成15年～16年度）に実施した内容を継承するとともに、不十分な点を見直し、また、新たな充実策として、お取引先に対する経営相談や経営支援等の充実を図るべく経営支援室を設置しました。今後も、地域に根差した経営力の強化と、地元の皆様のご利便性向上に向けた取組みにつきまして、更に内容の充実をはかり、両柄重視の地域密着型金融の一層の推進を図ってまいります。詳細につきましては、下記の計画内容等をご確認ください。

| | 現状の分析及び評価 | 計画（目標設定を含む） | | 実施スケジュール | | | |
|--|---|--|--|---|--------|---|--------|
| | | 取組方針及び目標 | 具体的取組策 | 17年度上期 | 17年度下期 | 18年度上期 | 18年度下期 |
| 1. 事業再生・中小企業金融の円滑化 (1) 創業・新事業支援機能等の強化 融資審査態勢の強化等 | | | | | | | |
| ・審査能力向上のための庫内研修等の実施および外部研修等への参加 | 審査能力向上のための融資担当者を中心とした研修会等を実施している。今後も研修態勢の充実を図っていく。 | 企業の将来性や技術力等の評価および取引先に対する経営支援等を行える人材を育成するため、研修態勢の充実を図っていく。 | 1. 審査能力向上のための研修会等を実施していく。 2. 外部講師等による勉強会を実施していく。 3. 信用金庫業界等が主催する外部研修会への参加 | 1. 審査能力向上のための研修会等の実施 2. 外部講師等による勉強会の実施 3. 信用金庫業界等が主催する外部研修会への参加 | 同左 | 1. 審査能力向上のための研修会等の実施 2. 外部講師等による勉強会の実施 3. 信金業界等が主催する外部研修会への参加 | 同左 |
| 産学官の更なる連携強化等 ・「産業クラスターサポート金融会議」の効果的な活用 | 「産業クラスターサポート金融会議」へ出席し、産学官の連携等に関する情報を入手している。今後も重要な情報入手の場として位置付けていく。 | 産学官の連携等に関する情報を入手するため産学官の連携等に関する最新情報を入手し、業務の参考とする。 | 「産業クラスターサポート金融会議」へ出席し、産学官の連携等に関する最新情報を入手する。 | 「産業クラスターサポート金融会議」への参画 | 同左 | 「産業クラスターサポート金融会議」への参画 | 同左 |
| ・中小企業支援センターの活用 | 現状では、同支援センターの活用はないが、融資案件に応じて対応していく。 | 融資案件に応じて中小企業支援センターを活用する。 | 融資案件に応じて取引先を斡旋していく。 | 融資案件に応じて中小企業支援センターの活用 | 同左 | 融資案件に応じて中小企業支援センターの活用 | 同左 |
| 地域におけるベンチャー企業向け業務に係る外部機関等との連携強化等 | | | | | | | |
| ・商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫およびぐんまチャレンジファンド等との連携強化 | 1. 平成17年3月に商工組合中央金庫他2行の政府系金融機関と「業務連携等に関する覚書」を締結。今後、情報交換を含めた連携の強化を図っていく。 2. 案件によっては、投資事業有限責任組合ぐんまチャレンジファンドに紹介していく。現状での紹介案件はなし。 3. 案件によっては、制度融資を活用している。 | ベンチャー企業向け融資に対しては、必要に応じて商工組合中央金庫等と連携していく。案件によっては、ぐんまチャレンジファンドや制度融資を活用していく。融資案件に応じて対応する。 | 1. 融資案件によっては、商工組合中央金庫等と連携して取組んでいく。 2. 案件によっては、ぐんまチャレンジファンドに紹介していく。 3. 案件によっては、制度融資を活用していく。 | 1. 商工組合中央金庫等との連携 2. ぐんまチャレンジファンドへの案件紹介 3. 制度融資の活用 | 同左 | 1. 商工組合中央金庫等との連携 2. ぐんまチャレンジファンドへの案件紹介 3. 制度融資の活用 | 同左 |

| | 現状の分析及び評価 | 計画(目標設定を含む) | | 実施スケジュール | | | |
|---|---|--|---|---|--------|---|--------|
| | | 取組方針及び目標 | 具体的取組策 | 17年度上期 | 17年度下期 | 18年度上期 | 18年度下期 |
| (2)取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化 中小企業に対するコンサルティング機能、情報提供機能の一層の強化 | | | | | | | |
| ・取引先のニーズに応じた経営情報の積極的な提供や広範なビジネス・マッチング情報の提供 | 現状は「ふれ愛ネット」への取引先商品情報掲載と、取引旅館業者に会員制インターネット旅行情報サイト「ToCook!」の活用を紹介するに止まり、本格的なビジネス・マッチングは行われていない。 | ビジネス・マッチング等情報提供機能の一層の強化を図り、取引先企業に対する側面的支援を行う。 1.全信協の「しんきんビジネス・マッチングサービス」に加盟し、業界ネットワークを生かしたビジネス・マッチング情報の収集、提供を行う。 2.従前の「しんきんふれ愛ネット」による取引先の商品情報の発信 3.インターネット旅行情報サイト「ToCook!」を取引先(旅館業)に紹介する。同ホームページに宿泊施設や空室情報を掲載することで入込客を確保し、安定的経営に寄与する。 | 1.「しんきんビジネス・マッチングサービス」を取引先の情報を登録するべく渉外係によりビジネス・マッチング情報の収集、提供を行う。 2.「しんきんふれ愛ネット」による取引先の商品情報への登録件数を拡大する。 3.「ToCook!」取引先(旅館業)紹介への取扱いを拡大する。 | 1.「しんきんビジネス・マッチングサービス」への加盟と試行的に1件程度の「しんきんビジネス・マッチングサービス」への取引先情報掲載を目指す。 2.「しんきんふれ愛ネット」による取引先の商品情報の発信 3.「ToCook!」の成功事例を全店に紹介する。 | 同左 | 1.「しんきんビジネス・マッチングサービス」への取引先情報掲載を全店に拡大する。 2.「しんきんふれ愛ネット」による取引先の商品情報の発信 3.「ToCook!」の成功事例を全店に紹介する。 | 同左 |
| ・外部機関等の有効活用 | 1.平成17年3月に商工組合中央金庫、中小企業金融公庫および国民生活金融公庫と「業務連携等に関する覚書」を締結。今後、業務の連携等を図っていく。 2.経営支援に関するコンサルティング機能等の充実策としては、群馬県中小企業再生支援協議会や信金中央金庫を活用している。 | 1.業務連携に関する覚書を締結した商工組合中央金庫等との連携を図っていく。融資案件に応じて連携を図る。 2.案件によっては、群馬県中小企業再生支援協議会を活用していく。取引先の状況により活用する。 3.信金中央金庫支援機能の活用を図る。 | 1.商工組合中央金庫等、連携先との情報交換等 2.群馬県中小企業再生支援協議会への経営支援等に関する相談 3.信金中央金庫支援機能の活用 | 1.商工組合中央金庫等との情報交換をはじめとした連携 2.群馬県中小企業再生支援協議会の活用 3.信金中央金庫支援機能の活用 | 同左 | 1.商工組合中央金庫等との情報交換をはじめとした連携 2.群馬県中小企業再生支援協議会の活用 3.信金中央金庫支援機能の活用 | 同左 |

| | 現状の分析及び評価 | 計画(目標設定を含む) | | 実施スケジュール | | | |
|--------------------------|--|--|--|--|--------|--|--------|
| | | 取組方針及び目標 | 具体的取組策 | 17年度上期 | 17年度下期 | 18年度上期 | 18年度下期 |
| 中小企業支援スキルの向上を目的とした取組みの強化 | | | | | | | |
| ・専担部署による与信先の経営支援 | 大口与信先等については、営業店が中心となり管理している。営業店は、定期的に与信先の業況を管理カードにより提出し中間管理の充実を図っている。 | 平成17年7月、取引先企業の支援を目的として経営支援室を設置、専担者1名を配置し、営業店とのタイアップで与信先管理の充実を図る。 | 営業店と経営支援室による与信先への経営支援の充実 | 1.平成17年7月1日、経営支援室を設置し専担者1名を配置 2.営業店と経営支援室による与信先への経営支援の充実 | 同左 | 営業店と経営支援室による、与信先への経営支援の充実 | 同左 |
| 要注先債権等の健全債権化等に向けた取組みの強化 | | | | | | | |
| ・大口与信先等に対する中間管理の強化 | 大口与信先等の状況を管理カードに記載し、定期的に本部宛送付することで営業店と本部との情報の共有化を図っているが、取引先への対応が十分なものとはなっていない。 | 1.大口与信先等については、業況等を管理カードに記載し、営業店と本部(担当部署・経営支援室)が一体となり中間管理の強化を図る。 2.経営支援室が中心となり、与信先の経営支援を行い債務者区分のランクアップおよびランクダウンの防止を図る。 | 1.管理カードを定期的作成し、営業店と本部の情報の共有化を図る。 2.決算書問題点発見型システムを活用して与信先の管理を行う。 3.経営支援により債務者区分のランクアップおよびランクダウンの防止を図る | 1.管理カードによる与信先管理 2.決算書問題点発見型システムの活用 3.経営支援による債務者区分のランクアップおよびランクダウンの防止 | 同左 | 1.管理カードによる与信先管理 2.決算書問題点発見型システムの活用 3.経営支援による債務者区分のランクアップおよびランクダウンの防止 | 同左 |
| ・リスク管理債権比率の改善 | リスク管理部の債権管理グループが営業店に臨店し営業店と一体となり債務者毎に整理・回収について体的な取組み方策を検討しその後の進捗状況についてチェックし適切な指示、指導を行ってきたが、新たに不良債権化した先もあり管理不十分な点もあったと認識している。(平成17年3月末リスク管理債権比率18.8%) | 1.営業店と本部(リスク管理部の債権管理グループ)が債務者毎の整理・回収の具体的な方針について意見交換を行い方策等を検討し行動、条件緩和債権については、経営指導および定性情報を収集しランクアップを図る。 2.リスク管理部に1名増員し態勢の強化を図る。 | 左記取組みを推進し2年間でリスク管理債権比率5%の減少を図る。 | 左記取組みを推進しリスク管理債権比率を17年度は、3%の減少を図る。 | 同左 | 左記取組みを推進しリスク管理債権比率を18年度は、2%の減少を図る。 | 同左 |
| 健全化等の強化に関する実績の公表等 | 経営支援取組み先件数およびランクアップ先の件数等平成15年9月末から17年3月まで6ヵ月毎ホームページに掲載 | 1.支援対策の内容等 2.上記項目をホームページに掲載 | 17年9月末から18年3月末まで6ヵ月毎、左記項目をホームページに掲載していく。 | 左記項目をホームページに掲載 | 同左 | 左記項目をホームページに掲載 | 同左 |

| | 現状の分析及び評価 | 計画(目標設定を含む) | | 実施スケジュール | | | |
|--------------------------------------|---|---|--|--|--------|--|--------|
| | | 取組方針及び目標 | 具体的取組策 | 17年度上期 | 17年度下期 | 18年度上期 | 18年度下期 |
| (3)事業再生に向けた積極的取組み | | | | | | | |
| 事業再生の早期着手に向けた取組みの促進 | | | | | | | |
| ・中小企業の過剰債務構造を解消し迅速な再生を図るための取組み | 過剰債務構造の解消等については、営業店が中心となり再生に向けての対応を図っているが、十分な状況ではない。 | 平成17年7月1日に設置した経営支援室を中心に営業店と一体となり中小企業の再生を図っていく。 | 営業店と経営支援室等が一体となり中小企業の再生を図っていく。 | 経営支援室等による中小企業再生への取組み | 同左 | 経営支援室等による中小企業再生への取組み | 同左 |
| 多様な事業再生手法の一層の活用 | | | | | | | |
| ・適切な再建計画を伴うDES、DDS等の活用 | 現状では取り扱いはなし。今後も案件があった場合に検討する。 | 案件があった場合には、信用保証協会および群馬県中小企業再生支援協議会等を利用して取組んでいく方針 | 再生計画の案件があった場合には必要に応じて取組んでいく。 | 信用保証協会等を利用して取組んでいく。 | 同左 | 信用保証協会等を利用して取組んでいく。 | 同左 |
| 外部機関の事業再生機能の一層の活用 | | | | | | | |
| ・群馬県中小企業再生支援協議会の活用 | 再生案件によっては、群馬県中小企業再生支援協議会を活用し再生を図る。現在、1先を同協議会へ紹介し再生計画を実行中。今後も案件に応じて対応する。 | 外部機関との連携による再生計画の必要性が生じた場合は、同協議会を活用し取組んでいく。 | 1.群馬県中小企業再生支援協議会への再生案件の相談 2.群馬県中小企業再生支援協議会による再生計画案の作成と実行 | 群馬県中小企業再生支援協議会の活用 | 同左 | 群馬県中小企業再生支援協議会の活用 | 同左 |
| 金融実務に係る専門的人材・ノウハウの活用 | | | | | | | |
| ・外部機関との連携 | 当金庫内部に金融実務に係る専門的人材が不足しているため、現状では群馬県中小企業再生支援協議会の中小企業診断士等を活用している。 | 群馬県中小企業再生支援協議会および業務連携等に関する覚書を締結した商工組合中央金庫等と、必要に応じて連携していく方針。 | 1.群馬県中小企業再生支援協議会の中小企業診断士等を活用していく。 2.商工組合中央金庫、中小企業金融公庫および国民生活金融公庫等を活用していく。 | 1.群馬県中小企業再生支援協議会の中小企業診断士等の活用 2.商工組合中央金庫、中小企業金融公庫および国民生活金融公庫等の活用 | 同左 | 1.群馬県中小企業再生支援協議会の中小企業診断士等の活用 2.商工組合中央金庫、中小企業金融公庫および国民生活金融公庫等の活用 | 同左 |
| 再生企業に対する支援融資の拡充 | | | | | | | |
| ・法的再生手続きに至った企業に対する運転資金の供給(DIPファイナンス) | 案件によっては、群馬県信用保証協会を利用して取組む予定であるが、現状での取扱いはなし。 | 群馬県信用保証協会を利用して取組む方針。案件があった場合に検討する。 | 案件があった場合には、群馬県信用保証協会を利用して取組む方針 | 群馬県信用保証協会を利用しての取組み | 同左 | 群馬県信用保証協会を利用しての取組み | 同左 |
| 再生支援実績に関する情報開示の拡充、再生ノウハウ共有化の一層の推進 | | | | | | | |
| ・再生支援実績 | 群馬県中小企業再生支援協議会との協調により、現在、1件の再生支援を実行中。 | 再生計画案に基づく再生計画の実行業況をモニタリングし、計画達成への助言等を行っていく方針 | 1.当金庫による与信先へのモニタリングを実施していく。 2.再生計画の進捗状況を再生支援協議会へ定期的に報告していく。 3.再生計画達成に向けた助言等を行っていく。 | 1.再生計画の進捗状況を配置モニタリング 2.進捗状況を再生支援協議会へ報告 3.再生計画内容に対する助言等 | 同左 | 1.再生計画の進捗状況を配置モニタリング 2.進捗状況を再生支援協議会へ報告 3.再生計画内容に対する助言等 | 同左 |

| | 現状の分析及び評価 | 計画(目標設定を含む) | | 実施スケジュール | | | |
|---|---|---|--|---|--------|---|--------|
| | | 取組方針及び目標 | 具体的取組策 | 17年度上期 | 17年度下期 | 18年度上期 | 18年度下期 |
| (4)担保・保証に過度に依存しない融資の推進等 | | | | | | | |
| 不動産担保・保証に過度に依存しない融資を促進するための手法の拡充 | | | | | | | |
| ・ローンレビュー(貸出後の業況把握)の徹底 | 与信先に対する中間管理を実施し、ローンレビューの徹底を図っているが、さらに充実していく必要がある。大口与信先に対しては、「融資方針・融資限度額検討資料」を作成し管理している。 | 1.与信先に対する中間管理については、さらに充実を図る方針 2.大口与信先に対しては、「融資方針・融資限度額検討資料」を年1回作成し管理していく方針 | 1.与信先に対する中間管理の充実を図る。 2.大口与信先に対しては、「融資方針・融資限度額検討資料」を作成し管理する。 | 1.与信先に対する中間管理の充実 2.大口与信先に対する、「融資方針・融資限度額検討資料」作成による管理 | 同左 | 1.与信先に対する中間管理の充実 2.大口与信先に対する、「融資方針・融資限度額検討資料」作成による管理 | 同左 |
| ・SDBによる推定デフォルト率等の活用 | 信用金庫業界の中小企業信用リスクデータベース(略称SDB)を活用した推定デフォルト率等を参考に適正利鞘の確保に努めている。 | 与信先に対する適正利鞘の確保については、SDBによる推定デフォルト率等を参考に 대응する。 | SDBによる推定デフォルト率等を参考に、与信先に対する適正利鞘の確保に努める。 | SDBによる推定デフォルト率等を参考に、与信先に対する適正利鞘の確保に努める。 | 同左 | SDBによる推定デフォルト率等を参考に、与信先に対する適正利鞘の確保に努める。 | 同左 |
| 中小企業の資金調達手法の多様化等 | | | | | | | |
| ・動産・債権譲渡担保融資(売掛債権担保融資)への取組み | 売掛債権担保融資については、現状、限られた店舗での取扱いとなっており、今後は利用店舗を拡大する必要がある。 | 信用保証協会を利用した売掛債権担保融資の取扱いを今後積極的に取扱いしていく方針 | 1.推進のための勉強会を実施する。 2.建設業者等へのアプローチを強化する。 | 1.信用保証協会等による勉強会の実施 2.売掛債権担保融資の取扱い推進 | 同左 | 売掛債権担保融資の取扱い推進 | 同左 |
| (5)顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化 | | | | | | | |
| 顧客への説明態勢の整備、相談苦情処理機能の強化 | | | | | | | |
| ・顧客説明マニュアル等の内部規程の整備および営業店における実効性の確保と苦情等実例の分析・還元 | 1.平成17年3月に「与信取引に関する顧客への説明態勢に係る規程・要領」を制定し実施した。 | 与信取引に関する顧客への説明態勢については、規程・要領に則り厳正に取扱いしていく。 | 1.顧客の知識・経験および財産の状況に応じた説明 2.商品内容やリスク等に関する情報の的確な提供 | 規程・要領に則った厳正な取扱いを行う。 | 同左 | 規程・要領に則った厳正な取扱いを行う。 | 同左 |

| | 現状の分析及び評価 | 計画(目標設定を含む) | | 実施スケジュール | | | |
|---|---|--|--|-------------------------------|---------------------|-------------------------|--------|
| | | 取組方針及び目標 | 具体的取組策 | 17年度上期 | 17年度下期 | 18年度上期 | 18年度下期 |
| | 2.苦情等トラブル発生都度、発生店から「苦情等トラブル処理記録表」を本部主管部宛提出し、当該「記録表」は事務管理室で取りまとめ一元管理している。事務管理室では、半期毎に内容を集計・分析して役員、各部室店およびコンプライアンス委員会へ還元している。 | | 3.保証人の法的効果とリスクに関する説明の徹底 4.その他規程・要領に則った厳正な取扱い | | | | |
| (6)人材育成 | リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム集中改善期間においては顧客へ適切な対応を図るべく、積極的に外部研修へ職員の参加を行ったが未だ十分とはいえず今後も継続して実施する。 | 地域の事業再生、取引企業の経営支援、金融の円滑化等に資するための地域密着型金融の継続的な推進に取組むべく、職員の一層の育成を目指す。 | 企業取引における職員の経営相談能力、融資能力の向上、中小企業の実態把握の方法やサポートの仕方などを学ぶため次の取組を行う。 1.外部派遣研修に積極的に派遣 2.通信講座の受講、検定試験の受験等を積極的に斡旋する。 3.自店研修会の実施 | 1.外部派遣研修 10名 2.通信講座の受講 10名 | 1.外部派遣研修 6名 (予定) | 左記取組みを継続して行う。 | 同左 |
| 2.経営力の強化 | | | | | | | |
| (1)リスク管理態勢の充実 | | | | | | | |
| ・バーゼル（新しい自己資本比率規制）の導入に備え、自己資本比率の精緻化、リスク管理の高度化 情報開示の拡充に係る適切な態勢整備の取組み | 新しい自己資本比率規制の見直し後の規制案の公表を基に、対応の検討を行っている。 | 信用金庫の規制案の公表を待って対応していく方針である。 | 自己資本比率算出方法について、信用リスクは標準的手法、オペレーショナルリスクは基礎的手法による対応を考えている。 | 19年3月末実施に向け、対応の整備に取組んでいく。 | 同左 | バーゼル（新しい自己資本比率規制）の導入・実施 | 同左 |
| (2)収益管理態勢の整備と収益力の向上 | | | | | | | |
| 収益管理態勢の整備と収益力の向上のための取組み | | | | | | | |
| ・貸出金利設定のための内部基準の整備 | 債務者区分毎の金利の目安と、目標値としての | 債務者区分毎の信用リスクに応じた金利の設定 | 1.金利の目安に基づく利率の設定を推進していく。 | 1.金利の目安に基づく金利設定 | 同左 | 1.信用リスクに応じた金利設定 | 同左 |

| | 現状の分析及び評価 | 計画(目標設定を含む) | | 実施スケジュール | | | |
|-------------------------------|--|---|--------------------------------------|--|--------|---|--------|
| | | 取組方針及び目標 | 具体的取組策 | 17年度上期 | 17年度下期 | 18年度上期 | 18年度下期 |
| | 預貸金直利鞘を設定しているが、債務者個々のリスク管理としては十分なものとはいえない。 | を心掛けていく。信用格付制度を導入していく。 | 2.預貸金直利鞘を確保していく。 3.信用格付制度を導入していく。 | 2.信用格付制度を導入 | | 2.信用格付制度の実施 | |
| ・信用リスクデータの蓄積 | 現状では、信用格付制度が未導入のため信用リスクデータの蓄積はされていない | 信用格付制度導入により信用リスクデータを蓄積していく方針 | 信用格付制度導入により信用リスクデータを蓄積していく。 | 信用格付制度の導入 | 同左 | 1.信用格付制度の実施 2.信用リスクデータの蓄積 | 同左 |
| (3)ガバナンスの強化 | | | | | | | |
| 協同組織金融機関におけるガバナンスの向上 | | | | | | | |
| ・総代会の取組みについて | 1.総代選任手続きの透明性に向けた施策を情報開示で対応した。(開示項目は 総代会の仕組み 総代候補者選考基準 総代の選任方法 総代会の決議事項等 総代の氏名の5点。) 2.総代会に一般会員の意見を反映させるべく集約化することを制度化した。 3.ディスクロージャーの拡充策は平成16年8月作成のディスクロージャー誌で対応した。 | 左記取組みを継続する。 | 左記取組みを継続し、不十分な点があれば改善していく。 | 同左 | 同左 | 同左 | 同左 |
| ・半期開示の内容充実について | 16年9月期ベースで中間ディスクロージャー誌を11月中に作成、12月に配布しているが、今後は開示項目の内容充実と開示時期の早期化を図っていく。 | 全信協の例示に基づき充実を図る方針 | 全信協の例示に基づき作成する。 | 17年9月期ベースの半期開示資料(中間ディスクロージャー誌)を11月までに作成し、早期に配布の予定。 | 同左 | 左記取組みを継続していく。 | 同左 |
| (4)法令遵守(コンプライアンス)態勢の強化 | | | | | | | |
| 営業店に対する法令遵守状況の点検強化等 | 不祥事件等の発生のため未然防止を図るため、また、コンプライアンスの徹底のためコンプライアンス担当部署が年1回の営業店臨店検査を実施し職員へのヒアリングや諸法令規定の遵守状況、苦情・トラブルの発生 | 左記の現状取組みを継続実施すると共に、チェックリストの項目および判定基準、配点を見直しし、営業店業績評価点数の構成比率を上げて、職員のコンプライアンスに対する意識高揚を図る。 | 同左 | 同左 | 同左 | 各部室に配置しているコンプライアンス責任者に対する研修会を実施し、当該責任者が自店の法令遵守状況を点検する体制を構築する。 | 同左 |

| | 現状の分析及び評価 | 計画(目標設定を含む) | | 実施スケジュール | | | |
|--|--|---|---|--|--------------|--------------------------------------|--------|
| | | 取組方針及び目標 | 具体的取組策 | 17年度上期 | 17年度下期 | 18年度上期 | 18年度下期 |
| | 、処理状況、コンプライアンスに関する研修状況等をチェックリストにより検査して、評価点数を出し、営業店業績評価に反映させている。 | | | | | | |
| 適切な顧客情報の管理・取扱いの確保 | 毎年、コンプライアンス研修会を全職員(パート職員も含む)を対象に実施しているが、今年度は、個人情報保護法について役員および個人情報保護対策委員会委員が講師となりコンプライアンス研修会を実施中である。7月現在で6店舗実施済みであり、今年度中に全店・全職員を対象に研修して廻る予定としている。 | 上記の現状取組みを継続実施して、役職員の顧客情報取扱いに対する意識を高揚させて、顧客情報の漏えい・滅失・毀損等を絶対に発生させない態勢を確立する。 | 全店での研修会の他、自店内でも繰り返し研修会等を実施して、顧客情報の管理・取扱いの重要性を職員一人一人に認識させる。コンプライアンス担当部署が年1回の営業店臨店検査実施の際に職員へのヒアリングや研修状況等をチェックリストにより検査して遵守状況を把握する。 | 左記取組を実施する。 | 左記取組を継続実施する。 | 同左 | 同左 |
| (5) ITの戦略的活用 | | | | | | | |
| ビジネスモデル等の状況に応じたITの戦略的活用 ・ITを活用したコンサルティング機能の強化 | 現在ITを利用した経営コンサルティングは行っていない。 | 信金東京共同事務センターが提供する会員向けポータルサイト「しんきん経革広場」を導入し、顧客への経営情報提供や経営コンサルティングの一助とする | 信金東京共同事務センターとの契約締結後、「しんきん経革広場」をホームページに公開し、各営業店において利用会員を募集する。これにより365日・24時間いつでもインターネット環境上で金融・経済・経営・営業情報や全国・地域の調査レポート、弁護士・社労士・行政書士等のWEB相談の提供が可能となる。 | サービス導入に向けて共同事務センターとの契約締結やホームページの掲載を検討する。試行的に利用者の募集を実施する。 | 同左 | 渉外係や融資窓口等において、「しんきん経革広場」利用者の募集を実施する。 | 同左 |
| (6) 協同組織中央機関の機能強化 | | | | | | | |
| 協同組織金融機関の市場リスク管理態勢等の強化 | 有価証券等の価格変動等による市場リスクや収益性を考慮し、管理運用している。 | 市場リスクを適正に把握しリスクを当金庫として取り得る許容範囲に収め、リスクの管理と配分による適切な収益の確保を図る。 | 信金中金等による有価証券ポートフォリオ分析等の情報収集により、市場リスク管理態勢の強化を図っていく。 | 市場リスク管理態勢の強化と収益の確保を取組んでいく。 | 同左 | 左記取組を継続していく。 | 同左 |

| | 現状の分析及び評価 | 計画(目標設定を含む) | | 実施スケジュール | | | |
|------------------------------|---|--|--|--|---|--|---|
| | | 取組方針及び目標 | 具体的取組策 | 17年度上期 | 17年度下期 | 18年度上期 | 18年度下期 |
| 3. 地域の利用者の利便性向上 | | | | | | | |
| (1) 地域貢献等に関する情報[開示] | | | | | | | |
| 地域貢献に関する情報開示 | 現在当金庫の地域経済活性化への取組について、ディスクロージャー誌に掲載し、地域貢献に関する情報開示を行っている | 預金者からの預金等が地域のためにどのように活かされているかや、地域の中小企業者に対しどのような資金供給がなされているか等を中心に地域貢献に関する情報開示を行う。 | 本部各部室と協力し、ディスクロージャー誌の「当金庫の地域経済活性化への取組について」をより充実させ、わかりやすい内容となるよう工夫する。また、地域貢献に関する情報開示についてホームページへの掲載も検討する。また、前年度は、9月期ベースでの中間ディスクロージャー誌を11月中に作成、12月に配布しているが、開示項目の内容充実および開示時期の早期化も検討する。 | 1.17年3月期ベースの開示資料をディスクロージャー誌に掲載し、配布する。 2.17年3月期ベースの開示資料をホームページ掲載する。 | 17年9月期ベースの半期開示資料を中間ディスクロージャー誌に掲載し、配布する。 | 1.18年3月期ベースの開示資料をディスクロージャー誌に掲載し、配布する。 2.18年3月期ベースの開示資料をホームページ掲載する。 | 18年9月期ベースの半期開示資料を中間ディスクロージャー誌に掲載し、配布する。 |
| 充実した分かりやすい情報開示の推進 | ディスクロージャー誌の開示内容を要約し、重要事項や質問の多い事項と併せ、ミニ・ディスクロージャー誌に取りまとめ顧客に配布している。 | ミニ・ディスクロージャー誌の掲載内容を充実させるとともに、開示情報取得について利便性を向上させるため、その内容をホームページに掲載する。 | 1.本部各部室と協力しわかりやすい内容となるよう工夫する。 2.ミニ・ディスクロージャー誌の内容をホームページへの掲載を行う。 3.前年度はミニ・ディスクロージャー誌を11月中に作成、12月に配布したが、作成時期の早期化も検討する。 | 1.17年3月期ベースの開示資料等をミニ・ディスクロージャー誌に掲載し、配布する。 2.ミニ・ディスクロージャー誌をホームページ掲載する。 | 同左 | 1.18年3月期ベースの開示資料等をミニ・ディスクロージャー誌に掲載し、配布する。 2.ミニ・ディスクロージャー誌をホームページ掲載する。 | 同左 |
| 3. 地域の利用者の利便性向上 | | | | | | | |
| (3) 地域の利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立 | 得意先係等が営業活動の中で情報を取得し、経営に反映させている。 | 当金庫の評価について、通常の営業活動中での情報取得に加え、利用者満足度アンケートの実施により情報収集の充実を図り、その結果等を経営方針に反映させる。 | 店頭でのアンケート実施やホームページへのアンケート機能追加を検討するとともに、その結果等を経営方針に反映させる体制や仕組みの導入について検討する。 | 1.具体的な取組方法について検討する。 2.実施に向けた体制の整備 | 同左 | アンケートの実施 | 同左 |
| (4) 地域再生推進のための各種施策との連携等 | 街灯組合等街のインフラ整備に融資を行っている。 | 地域経済の活性化や「まちづくり」等の事業に対する支援を行う。PFI についての情報があつた場合は適宜対応する。 | 1.本部各部室・営業店と協議しPFI 等への参加や情報収集等を行い、これらの事業に対する支援を検討する。 2.浜川市内商店街の活性化を支援するため、商工会議所プレミアム付商品券の加盟店協賛を行う。また、同様の企画があつた場合、積極的に対応する。 | 具体的な取組実施の検討と、実施に向けた体制の整備。 | 同左 | 全店による取組み | 同左 |